

東浦町保護司会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護司法（昭和25年法律第204号）第1条に規定する保護司の使命としての活動により、非行少年の改善更生を助けるとともに犯罪予防の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを目的とする東浦町保護司会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町保護司会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、活動に必要な事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認める事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、活動に必要な経費81,000円及び東知多保護区保護司会会費を合算した額を限度として予算の範囲内において定める額とする。ただし、慶弔費、交際費、懇親会費等社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金の交付対象としない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。